

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年12月28日

月 曜 日

号 外(2)

目 次

規 則

- | | |
|---|---|
| ○富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する等の規則 | 1 |
| ○富山県会計規則の一部を改正する規則 | 2 |

規 則

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する等の規則を次のように定め、公布する。

平成27年12月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第62号

富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する等の規則

(富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第 1 条 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項 第 1 号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

(富山県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の廃止)

第 2 条 富山県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成16年富山県規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年12月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第63号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

イオ信用組合	日本国内に所在する店舗
--------	-------------

を

イオ信用組合	日本国内に所在する店舗
株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）	日本国内に所在する店舗及びゆうちょ銀行が銀行代理業（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。）に係る業務を委託した日本郵便株式会社の営業所（日本郵便株式会社が当該業務を再委託した者の施設を含む。）

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 ゆうちょ銀行が収納代理金融機関として取り扱う収納の事務（知事が別に定めるものに限る。）は、口座振替（ゆうちょ銀行の定める自動払込みをいう。）の方法による場合に限る。

附 則

この規則は、平成28年1月4日から施行する。

(出 納 課)
